

知財担当者にはさまざまな相談が寄せられる。「○○の新しい仕組みを考えました」という前向きなものもあれば、「△△社がうちの商品をまねている」「共同研究をしていた○×社が、勝手に特許出願をしてしまった」など、紛争の火種になりそうなものもあるだろう。

今回は知財紛争の解決手段の一例としてADRを取り上げるとともに、知財分野のADRで長年大きな役割を果たしてきた日本知的財産仲裁センターの活動を紹介する。

(本文中、一部敬称略)

ADRとは？

争いが起きた場合、その内容や規模、当事者同士の関係などを踏まえて、対応を検討することになる。知財関連の争いごととして、すぐに連想するのは模倣をめぐる権利者と被疑侵害者のやり取りであろうか？ その例の場合、権利者は自社への影響、侵害立証の手段などを踏まえて対応し、いくつかのステップを経ても自社が望むように収束しなければ、最終的には訴訟も検討することになるかもしれない。

感覚的には、当事者同士で決着がつかず、泣き寝入りもしたくないとなると、裁判所で白黒をつけてもらうのが当然のようにも感じられるが、今回紹介する「裁判外紛争解決手段（ADR：Alternative Dispute Resolution）」を利用する方法も

ある。ADRとは裁判外で、当事者の合意により、公平な第三者が関与して民事上の紛争の解決を図ることの総称で、代表例は仲裁および調停である。民間事業者や行政機関が行うADRだけでなく、裁判所が実施するものもあり、また分野ごとに金融ADR、消費者ADR、労働ADRと呼ばれる制度も存在する。

ADRは「裁判外」あるいは「代替的（Alternative）」だからといって、訴訟に劣るわけではない。法的な裏付けもあるし（本稿と関連するもののみp.13で紹介）、使い方によっては裁判にはないメリットを享受できる。

仲裁判断は外国で執行できる

ADRの一つである仲裁とは、仲裁人が下す判断（仲裁判断）に従うことを当事者間で合意したうえで（仲裁合意）、公平・中立な仲裁人を選任して、紛争解決を図るものである。仲裁人が主体的に審理を進行する点、仲裁判断には確定判決と同様の効力が認められる点からすると、裁判に似た形のものといえる。仲裁人は仲裁判断前に暫定保全措置命令を下せるので、損害賠償支払いを免れるための資産移動を禁じたり、侵害の証拠隠滅を阻止するために廃棄を禁じたりすることもできる。

日本知的財産仲裁センター（JIPAC）の山口裕司氏は、仲裁と訴訟の主な違いについて次のように紹介する。

「仲裁は仲裁人を選べますが、裁判

は担当裁判官を選べません。それから、日本の裁判は三審制を採っているので、結果に不服があれば上訴の道がありますが、仲裁は仲裁判断で確定になります。同じく日本の裁判は原則的に公開されるところ、仲裁は審理も判断も非公開です。そして、日本の裁判所の判決を外国で執行するのは通常難しいのに対し、仲裁判断はニューヨーク条約加盟国で執行可能だという違いがあります」

例えばX社が、Y社（日本には財産を持たないA国法人）を被告とした訴訟を日本の裁判所に提起し、損害賠償を認める判決が出た場合、実際に賠償を得るにはA国で日本の判決を承認してもらい、A国で執行を行うことが必要になるが、この承認は非常にハード



やまぐち ゆうじ
山口 裕司氏

日本知的財産仲裁センター
運営委員長
弁護士



こばし すみこ
小林 純子 氏

日本知的財産仲裁センター
専門委員・元運営委員長
弁理士

ルが高いという。他方、これが仲裁だった場合には、条約の定めにより、仲裁判断はA国で承認されるので、執行可能となる。そのため、日本企業と外国企業の契約にあたっては、東京地裁を第一審の専属管轄裁判所とするよりも仲裁で解決する旨を約束する方が得策だといわれることもあるそうである（実際にそれが適当かどうかは、その案件における状況による）。

外国での執行が容易だというのは、非常に便利な仕組みである。JIPACの小林純子氏は「なぜニューヨーク条約ができたのかといえば、国際的な商取引が盛んになってくるなかで、他国の企業とのめ事を裁判所のみを利用して解決しようとする、非常に手間や時間がかかるという問題があったか

らなのです。仲裁に上訴はないという話も出ましたが、要は国をまたぐ紛争の解決が長引いてしまうことに対して、当時は大きな不満があったという事情があります」とその背景を説明する。

企業間の紛争は、国家権力たる司法機関に解決を委ねたいという発想がある一方で、スピードも含め何らかのメリットがあれば、判断主体が国の機関であることにこだわる必要はないという考えがあるのも当然理解できる。仲裁は後者の発想に立つ仕組みだといえるだろう。

そして、仲裁を実効性のあるものとするためにニューヨーク条約や各国の仲裁法が存在している。仲裁で解決することができる紛争の範囲は、日本の場合「当事者が和解をすることができる民事上の紛争（離婚又は離縁の紛争を除く。）」が原則である。

今日、仲裁を行う**ADR機関**は国内外に多数設立されており、国際的な商

事紛争も扱う機関では、十分な知見、経験を有する人材が仲裁人候補としてリストアップされているという。

当事者同士の解決を促す調停

ADRのもう一つの代表例である調停は、公平・中立な調停人の助言を受けながら、当事者同士が紛争の解決に向けた話し合いを進める制度である。この制度は、日本の場合、裁判所も手

ADR機関：ADR業務を行う機関。各機関は仲裁規則、調停規則等の規則を設けており、当事者はそれに従うことが求められる。日本の場合にはADR機関のうち、法務大臣の認証を受けた民間事業者（認証紛争解決事業者（認証ADR機関））は現在167機関ある。



かいけりぽーと 認証ADR機関
ロゴマーク

訴訟 (日本の裁判所)	仲裁
担当裁判官を選ばない	仲裁人を選べる
日本語で行われる	手続言語は合意による
上訴できる	上訴できない
公開が原則	非公開
判決の外国での執行が困難	仲裁判断の外国での執行が可能
16.7カ月（令和4年の知財訴訟の平均審理期間）	約6カ月（日本知的財産仲裁センターの解決までに要した平均期間）

掛けており、簡易裁判所が扱う民事調停（物の売買、金銭の貸借、交通事故など）、家庭裁判所が扱う家事調停（離婚、親権など家庭内や親族間の紛争）がある〈民事調停のうち知的財産権に関するもの（知財調停）は東京地裁または大阪地裁が扱う〉。

調停は仲裁や訴訟と異なり、調停人が結論として何かを命じることはない。あくまで当事者同士が納得して解決（和解）することを目指すものである。したがって、調停人の主な役割は当事者が折り合える点を見いだすための話し合いを促していくことにあり、必要に応じ和解案を提示する。

「仲裁は仲裁人と代理人が中心になりがちですが、調停はその性質上、当事者に出ていただくことが多いですね。中小企業ですと、社長さんも一緒に来てくださいという感じになることもしばしばです。その方が、話がかみ合ったタイミングで、うまくまとめていきやすいですから。ちなみに、最終的に和解できても、和解契約を破られるリスクがあると感じる方もいらっしゃると思いますが、納得できなければ、調停は不調で終了となります。お互いが十分に納得しない限り、和解契約には至らないという仕組みをあらかじめご理解いただければ、安心してご利用いただけるのではないかと思います」(小林氏)

そうはいっても、元々紛争が生じて

いるから調停を申し立てているわけで、調停人がいくら取りなしても問題が解決しないこともあるだろう。その場合は、一体どうになってしまうのだろうか？

「裁判は一方にとって不満の残る形になったとしても、最終的には判断が出ます。判断に不服がある当事者は上訴できます。調停は折り合えるところを探すものですが、主張が真っ向から対立してしまうと、不調に終わり、結局裁判に持ち込まざるを得なくなるこ

ともあります。なお、調停で時間をかけて争っているうちに時効が完成してしまい、権利行使できなくなるという不都合を避けるための一定の法的な手当てはされています」(山口氏)

裁判所による知財調停が不調により終了したら、終了の時から6カ月を経過するまでの間は、時効の完成は猶予され、終了の通知から2週間以内に訴えを提起した場合、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなされる。

【条約】

◆**ニューヨーク条約〈外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（昭和36年条約10号）**：従来の仲裁に関する条約よりも仲裁判断の執行力の国際的担保を広範にしたもの。各締約国は原則として外国仲裁判断を承認、執行することとした。令和6年3月時点で締約国は172カ国に上る。

◆**調停に関するシンガポール条約〈調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（令和5年条約12号）**：調停で成立した和解合意に執行力を付与するための国際的な枠組みを定めたもの。米国や中国を含む40カ国以上が署名済みだが、令和6年3月時点での締約国は12カ国。

【法律】

◆**民事調停法（昭和26年法律222号）**：裁判所が行う民事調停について規定。

◆**仲裁法（平成15年法律138号）**：仲裁地が日本国内にある仲裁について規定。

◆**裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律151号）**：ADRに関する国等の責務、ADR機関の認証制度等について規定。

◆**家事事件手続法（平成23年法律52号）**：家事審判および家事調停について規定。

◆**調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和5年法律16号）**：調停に関するシンガポール条約の実施について規定。

JIPACのように法務大臣の認証を受けているADR機関では、調停が不調により終了した通知から1カ月以内に訴えを提起した場合、調停における請求の時に、訴えの提起があったものとみなされる。

なお、一定の調停による和解合意に執行力を認めるため、調停に関するシンガポール条約が平成30（2018）年に採択され、令和6（2024）年から日本について効力が発生している。

知財紛争の解決—訴訟 vs ADR

ここまで、仲裁と調停の概要を述べてきたが、訴訟以外の紛争解決手段が選択肢として用意されているのは好ましいことではないだろうか。当事者はそれらのなかから適した方法を選べばよい。では、各特徴を踏まえ、どのような知財トラブルの解決にADRが向いているのかを考えてみよう。

◆早期に解決したい場合

離婚、交通事故などに関しては、裁判よりも簡便で結論が早く出だろうとの期待もあって、ADRの利用が多いという。このことは知財トラブルにも当てはまる。

「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第10回）」によると、日本の知財訴訟の審理期間は16.7カ月（一審の平均）、上訴率は民事第一審訴訟事件の約3倍に当たる53.9%なので、解

決まで1～2年程度かかるのが、一般的なようだ。他方、例えばJIPACでは仲裁も調停も原則6カ月以内に終了させることを目標としている。

◆専門家に判断してもらいたい場合

知財トラブルの特徴は、その解決に技術や法律の高度な知識が求められる点にある。

「日本の裁判官は基本的にオールラウンダーなのです。知財専門部に長くいる方もいらっしゃいますが、知財事件だけを扱い続けているわけではありません。それに対し、知財分野で長く活動してきた弁護士や弁理士が仲裁人・調停人を務めるADRには、専門家に判断してもらえという期待が持てると思います」（山口氏）

知財訴訟を専門的に扱う裁判所がない国で知財紛争を解決したい場合は、日本よりもさらに専門家の判断に対するニーズがあるように思われる。なお、知財を扱うADR機関では、仲裁人・調停人の候補者リストがインターネット上で公開されていることが多い。いずれも第一線で活躍している経験豊富な専門家（元判事を含む）が名を連ねていることが確認できる。

◆国際的な紛争

仲裁判断は確定判決と同一の効力があり、ニューヨーク条約加盟国で執行が可能なので、国をまたぐ知財紛争の

解決には有効である。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会は、標準必須特許（SEP）をめぐる国際的な紛争にADRの利用が期待されるとしている。これはSEPの事案は多数の特許権に関わるグローバルな紛争になるためである。扱う権利数が膨大になり、しかも裁判所ごとに異なる判決が出てしまえば、紛争が長期化し、翻訳費用、代理人費用を含む経済的な負担が大きくなってしまふおそれがある。ADRをうまく使えば、複数国で訴訟合戦を繰り広げる必要はなく、一括して解決できる。

◆将来を見据えた解決が求められる場合

「裁判には、確認訴訟というものもありますが、給付訴訟を提起されることが多いです。判決では、通常、過去の出来事に対して、損害賠償の義務の有無やその金額が判断されますが、実際には将来のことを見据えた解決を図る方がよい事案もあります。例えば企業と大学の共同研究について、権利の持ち分でもめていたとします。訴訟をして『2分の1ずつだ』と判決が出て、それだけでは解決しないかもしれません。しかし、『大学は実施予定がないなら、お金をもらって企業の単独保有にしたらどうでしょう』という判決を裁判所が下せる仕組みにはなっていないのです」（山口氏）

裁判の結論は極論すれば勝ち負けの

形となり、それで全て収束する紛争もあれば、もう一步踏み込んで未来志向の解決策を示した方が、総合的に見て適切な紛争処理になる場合もあるというのだ。そして、調停は白黒を決するものではないので、正当な主張を踏まえながら譲れる条件は譲歩するなどして、柔軟な紛争解決を図ることができる。

こうしたことから、感情的な要素が大きい場合、判決だけでは紛争全体を解決できないといった場合も調停が向いているといわれる。

◆公開されたくない紛争

日本の知財訴訟の場合は、傍聴や記録の閲覧が可能であり、ほとんどの判決文はインターネットで公開される。そのため、報道や分析の対象になる可能性があることは覚悟しなければならない。関連情報がある程度オープンになることの得失を考量し、非公開が望ましい場合にはADRも選択肢になるだろう。

仲裁、調停は共に非公開なので、当事者が相互に秘密保持を約束すれば、情報が拡散するリスクはなくなる。

「職務発明の対価に不満があるという場合、元従業員であれば、徹底的に公開の法廷で戦いたいという方もいるかもしれませんが、今も所属している従業員は非公開で互いに歩み寄れないかを模索する調停の方が向いているかもしれませんよね」(山口氏)

もめ事の相手が誰であっても、通常はまず当事者間で意思疎通を図って解決の道を探る。次のステップとして、裁判所に判断を求めるのではなく、非公開の場で、中立な立場の第三者の客観的な意見を聞いて妥当な落としどころを探る調停に持ち込むというのは検討に値する流れだろう。

事案の解決にかけられる時間や費用にもよるが、調停が不調に終わってしまったら、その段階から訴訟に進むという手もある(仲裁は仲裁判断に従うことになるので、訴訟に進むことは通常ない)。

ADRはどう進めるの？

具体的なADRの流れを、JIPACの場合を例にとって紹介する。なお、費用面については事案やADR機関によりけりだが、JIPACのADRは、訴訟より安価に済むケースも多いようだ。

◆仲裁

申立て：仲裁合意がなければ、仲裁申

立ては受理されないもので、まずはその約定(仲裁付託合意)が必要になる。知財トラブルの発生前に当事者間に**仲裁条項**を含む契約があって、仲裁管轄をJIPACと定めていた場合には、そのまま申立て可能である。

仲裁人(3人)選任：当事者が仲裁人の選任を希望するときは、候補者名簿からそれぞれ1人ずつ選任し、残り1人はJIPACが同名簿から選任する(希望がなければ、3人ともJIPACが選任)。

第1～3回期日(原則)：先行して準備期日が設けられる場合もある。当事者よりも代理人が中心になることが多いので、法的主張を書面で用意する。本部を含む全国10拠点等やテレビ会議、ウェブ会議で行われる。

ここで仲裁判断を求めることなく、和解に至って終了するケースもある。

仲裁判断：審理が終結すると仲裁判断書が作成される。

費用：代理人を選定していれば代理人費用がかかるほか、JIPACに申立手

仲裁条項：契約書の最後部分に準拠法と共に裁判管轄に関する条項(「本契約に関する紛争は○△裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする」など)を見かけることが多いが、これに代えて仲裁条項(どのADR機関で仲裁するか)があれば、それが仲裁合意となる。仲裁合意があるにもかかわらず、一方の当事者が訴訟を提起した場合、被告となる当事者は訴訟の却下または停止を求めることができるので(妨訴抗弁)、同一事案について仲裁と訴訟が並行して行われるおそれはない。

数料、期日手数料、仲裁判断書作成手数料等を支払う。

◆調停

申立て：調停申立てが受理されると、JIPACが被申立人に諾否の意思を確認する（仲裁合意がなければ、そもそも受理されない仲裁申立てとは異なる。ちなみに裁判所が行う知財調停は、当事者が合意してから調停に持ち込む必要がある）。被申立人が応じなければ、調停は終了する。

調停人（2人）選任：当事者が双方の合意により調停人の選任を希望するときは、候補者名簿から2人を選任する（希望がなければ、2人ともJIPACが選任する）。

第1～3回期日（原則）：本部を含む全国10拠点等やテレビ会議、ウェブ会議で行われる。決定権のある人が出席するとスムーズである。

調停の途中で仲裁合意に至り、仲裁に移行するケースもある。

和解契約：双方が和解案に応じれば、和解契約書を交わす。和解成立が見込めないときは調停は終了する。

費用：代理人を選定していれば代理人費用がかかるほか、JIPACに申立手数料、期日手数料、和解契約書作成・立会手数料等を支払う。

知財の悩みに寄り添うJIPAC

知財紛争を扱うADR機関として20年以上の歴史を有するJIPACは、その専門性を生かして、仲裁、調停以外にも知財関連サービスを提供している。

◆JPドメイン名をめぐる紛争処理

近年、利用が多いのは「JPドメイン名紛争処理」。有名企業名や登録商標等が含まれるドメイン名は、転売や詐欺サイトへの誘導などを目的として

第三者によって登録されることもある。そこで、ドメイン名のうちip-adr.gr.jpやjiii.or.jpのように国別トップレベルドメインが「.jp」のものについて不正目的の登録がなされた場合に（登録自体は申請順に認められる）、事後的にその取り消しや申立人への移転を行うための仕組みが用意されている。

JIPACに申立てを行うと、登録者に開始通知がなされ、登録者は答弁書を提出することになる。パネリスト（1人または3人）が裁定を下し、JPドメイン名を管理するJPRSへ通知して、申立認容の裁定だった場合、登録者が裁判所に出訴しない限り、裁定が実施される。ここまでする申立てから57営業日以内に行われる運用となっており、非常にスピーディーである。

なお、裁定結果はJP-DRP裁定検索システムで検索することができるほか、裁定文もインターネットで公開されている。

◆産業財産権に係る判定

「例えばある製品について、それが特定の特許権の権利範囲に属するかどうかを知りたいというときに代理人に意見書を書いてもらうことがあるかと思いますが。ただ、元々付き合いのあった代理人の場合、依頼者の考えを全て否定するような意見書は出しにくいので、本当に中立的なエキスパートオピ

日本知的財産仲裁センター（JIPAC）

日本弁護士連合会と日本弁理士会が平成10（1998）年に工業所有権分野での紛争処理のために「工業所有権仲裁センター」として設立。平成12（2000）年に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）との協定に基づき「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」となる（現在JIPACが唯一の機関）。その翌年「日本知的財産仲裁センター」に改称し、業務範囲を工業所有権から知的財産権に拡大。平成24（2012）年、ADR法に基づく認証ADR機関となる。

本部を含む10拠点を設置し、調停人・仲裁人・判定人候補者名簿には全国で弁護士・弁理士・学識経験者を合わせて約230人が名を連ねている。

ニオンを得たいというニーズがあります。そこで、中立的な立場から見解を示す『センター判定』サービスを行っています」(山口氏)

特許庁も産業財産権の権利範囲について判定を行っているが、他人に知られることなく結果を得ることはできない。特許庁は被請求人がいる場合には相手方に答弁指令を発するし、判定結果を公表するからである。

「センター判定は申立人の主張、証拠に基づいて見解を示す単独判定と両者の言い分を聞く双方判定があり、いずれも非公開です。単独判定にすれば、相手方に知られることもないというのが特徴です。自分の言い分が十分妥当かどうかを確認したいけれど、判定結果が自分の意見と違ったときのことを考えると、極力他人に知られたくない。そういうニーズは結構あると感じています」(山口氏)

センター判定はかゆい所に手が届くサービスといえそう。また特許庁の判定との違いとして、無効事由の有無を判定するサービスも提供している点がある。

◆紛争を未然に防ぐために

事業の特許権侵害リスクを把握するためのFTO調査を中心とした「事業適合性判定」も提供している。これは先行技術調査を行い、専門家が①研究開発の方向性を確認するための他者権

利の有無、②事業化に影響を与える可能性がある理由、③他者権利を侵害するか否か——といった判定を行うものである。

また、特許の価値を知ることも知財トラブルの予防に役立つ。価値が分かれば、例えば職務発明の対価、パテントプールのロイヤルティー配分やジョイントベンチャー事業の利益配分などを算出する際の客観的な根拠にできる。そうしたニーズに応えるため、「事業に対する特許の貢献度評価」として、事業における特許の貢献度を評価するサービスも用意されている。

本稿のテーマは紛争解決だが、もめ事が起きなければ、それに越したことはない。

ADRの利用

経済活動のグローバル化が進むなか、国際的な紛争を一括で解決できる仲裁や調停の利用価値が高まってきたことから、日本は国際的な紛争解決の環境整備を図ってきた。日本で国際水準のADRを利用できれば、日本企業の海外展開を促進することになるとともに海外からの投資の呼び込みにも貢献すると期待されるからである。それが調停に関するシンガポール条約加盟や関連法改正の背景の一つにある。

ただし、制度は使い勝手が向上しているものの、知財紛争に限れば、日本でのADR利用は訴訟(年間400～500

件)に比べて少ない印象もある。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では「標準必須特許を巡る紛争の早期解決に向けては、調停や仲裁等のADRの利用を促進することが有効である」「中小企業が利用しやすい知財紛争処理システムとして有効な手段である」などと報告され(平成30(2018)年)、裁判所も知財調停を開始している(令和2(2020)年)。知財紛争に対してもADRが選択肢になるという機運も徐々に醸成されている段階だろうか。

一方、審理や結果が非公開とされるADRは、裁判よりも関連情報が乏しい感は否めない。情報不足が利用の足かせとなってしまってはもったいないことだ。小林氏は「皆さん、紛争解決＝白黒をつけるというイメージだと思います。繰り返しになりますが、少なくとも調停はそういう決着のつけ方ではありません。いろいろな解決の仕方があり得て、しかも身近な弁理士でも代理可能です。そういう気軽に使えるものであることを知っていただきたい」と強調する。

よりよい知財紛争の解決には、各制度が十分に知られ、訴訟とADRを上手に使い分けられるようになっていくことが望ましい。JIPACでは、弁理士、弁理士や企業にADRをいっそう周知していくとのことなので、普及啓発活動にも期待したい。